

## 日立市ふれあい戸別収集事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭ごみを自ら集積所に排出することが困難な高齢者、障害者等の世帯に対し、戸別訪問によるごみの収集及び声掛けを行う日立市ふれあい戸別収集事業（以下「ふれあい戸別収集」という。）の実施に関し必要な事項を定め、これらの世帯における家庭ごみの排出に係る負担の軽減を図ることを目的とする。

### (収集支援対象世帯)

第2条 ふれあい戸別収集の対象となる世帯（以下「収集支援対象世帯」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者で構成される世帯とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 家庭ごみを自ら集積所に運ぶことができない者であって、かつ、家族、親族、近隣住民等の協力を得ることが困難なもの
- (3) 次のいずれかに該当する者
  - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護2以上の認定を受けた者
  - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める2級以上の肢体不自由又は視覚障害であるもの
  - ウ 厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者で、その障害の程度がA以上のもの

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が1級のもの

オ アからエまでに定めるもののほか、家庭ごみを自ら集積所に運ぶことができない者として市長が特に認めたもの

（事前相談及び調査等）

第3条 ふれあい戸別収集を利用しようとする者（以下「希望者」という。）又はその家族等は、別に定めるふれあい戸別収集希望相談書により、市長に事前相談を行う。

2 前項の事前相談は、原則として希望者又はその家族等が行うものとする。ただし、希望者又はその家族等が同意した場合は、第三者に委任することができるものとする。

3 市長は、第1項の事前相談を受けたときは、希望者の世帯の状況その他必要な事項について調査等を行い、その結果を踏まえて利用の適否を判断する。

4 市長は、前項の規定により利用の要件に適すると判断したときは、ふれあい戸別収集希望事前相談の結果を希望者に連絡する。

（利用申込み）

第4条 前条第4項の規定による連絡を受けた希望者は、ふれあい戸別収集を利用しようとするときは、日立市ふれあい戸別収集利用申込書（様式第1号）により、申込みを行うことができるものとする。

2 前項の申込書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 第2条第3号アに該当する者 介護保険被保険者証の写し
- (2) 第2条第3号イに該当する者 身体障害者手帳の写し
- (3) 第2条第3号ウに該当する者 療育手帳の写し
- (4) 第2条第3号エに該当する者 精神障害者保健福祉手帳の写し
- (5) その他の者 市長が必要と認める書類

(最終調査及び利用決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあった場合は、第3条第3項及び第4項の規定による結果を踏まえ、最終調査を行い、利用の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により利用の適否を決定したときは、日立市ふれあい戸別収集利用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申込者に通知する。

3 利用の期間は、決定の日から1年とする。

(利用者台帳)

第6条 市長は、利用者を別に定めるふれあい戸別収集利用者台帳に登録する。

2 市長は、年1回程度、利用者の利用状況等を確認するものとする。

(収集方法の協議)

第7条 市長は、利用の開始前に、ごみの収集日、収集時間、場所その他ごみの収集に必要な事項について、第5条第2項の規定による利用承認の決定を受けた者（以下「利用者」という。）と協議するものとする。

(収集対象となるごみ等の種別)

第 8 条 ふれあい戸別収集で対象とするごみ等の種別は、次に掲げるものとする。

(1) 燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ（小）又は有害ごみ

(2) 再生資源

（実施方法）

第 9 条 市長は、第 7 条の規定による協議を踏まえ、ふれあい戸別収集を実施する。

2 ごみ等の収集回数は、原則として週 1 回とする。

3 ごみ等の収集日及び時間帯は、市と協議の上決定するものとする。

4 ごみ等の収集場所は、原則として利用者宅の玄関先又は門扉先とする。

（安否確認）

第 10 条 市長は、収集時に収集支援対象世帯の世帯員の安否の確認を行うことができる。

（利用者の遵守事項）

第 11 条 利用者は、ふれあい戸別収集の利用に当たっては、日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年条例第 22 号）、日立市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（昭和 47 年規則第 18 号）その他関係法令及び第 7 条の規定による協議で定めた事項を確実に遵守し、日立市一般廃棄物処理実施計画に定める区分及び方法により家庭ごみを適正に分別して排出しなければならない。

2 利用者は、事業により生じたごみ等は、排出してはならない。

（利用の更新）

第12条 利用者は、第5条第3項の利用の期間を更新しようとするときは、日立市ふれあい戸別収集利用更新届（様式第3号）により、利用の期間の末日の1月前までに市長に届け出なければならない。

（変更、停止又は再開）

第13条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、日立市ふれあい戸別収集変更・停止・再開届（様式第4号）により、遅滞なく市長に届け出なければならない。

- (1) 第4条第1項の規定による申込みの内容に変更が生じたとき。
- (2) 旅行、滞在、入院等の理由により1月以上不在にするときその他利用を長期にわたり停止しようとするとき。
- (3) 前号の規定により停止したふれあい戸別収集の再開をしようとするとき。

2 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、ふれあい戸別収集を一時的に停止することができる。

- (1) 利用者等から一時的に停止を希望する連絡があった場合
- (2) おおむね1月以上ごみ等の排出がなく、かつ、利用者等に連絡がとれない場合

3 前項の場合において、市長は、ふれあい戸別収集再開届の提出を受けたときは、速やかに収集を再開するものとする。

（利用の終了）

第14条 利用者は、利用期間内において、ふれあい戸別収集によるごみ等の収集が不要となった場合は、日立市ふれあい戸別収集利用終了届（様式第5号）により、速やかに市に届け出なければならない。

2 市長は、第 1 2 条の規定による更新の届出がなされずに利用の期間の末日を経過したときは、ふれあい戸別収集の利用を終了させることができる。

(利用の取消し)

第 1 5 条 市長は、次のいずれかに該当するに至ったときは、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が第 2 条に規定する要件を満たさなくなったことを確認したとき。
- (2) 利用者が第 1 1 条第 1 項に規定する分別を怠ったとき。
- (3) 利用者が第 1 1 条第 2 項に規定する事業により生じたごみ等を排出したとき。
- (4) 利用者が第 1 3 条第 1 項各号に規定する届出を怠ったとき。
- (5) 利用申請の内容に虚偽があることが確認されたとき。
- (6) 第 1 3 条第 2 項第 2 号の規定により利用を停止した日から 3 月が経過したとき。
- (7) その他ふれあい戸別収集を行うことが適当でないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により利用を取り消したときは、日立市ふれあい戸別収集利用取消通知書（様式第 6 号）により、利用者に通知するものとする。

(賠償)

第 1 6 条 ふれあい戸別収集に当たり事故が発生した場合は、従事した関係者の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、市はその責を負

わないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年10月16日から適用する。